

平成30年度 事業計画

社会福祉法人 玉名市社会福祉協議会

基本理念

「あなたのそばで あなたに伝え あなたと創る 玉名市社会福祉協議会」

平成30年度基本方針

近年の社会福祉政策においては、疾病や障がい、介護、出産、子育てなど、支援が必要となる要因を想定し、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとに、公的な支援制度が整備され、福祉サービスの充実が図られてきました。しかしながら、介護保険制度、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の充実が進む一方で、人口減少や家族形態、地域社会の変容などにより、制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯など、対応が困難なケースが増えてきています。

このような中、制度や分野の縦割りや福祉サービスなどの「支え手」「受け手」の関係を超え、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域と共に創り、すべての住民を包括的に支援する「地域共生社会」の実現に向けて、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへと転換していく改革が進められています。

地域に暮らす人々が抱える生活上の様々な課題を、現在あるいは将来の自分や家族が抱える課題として捉え、暮らしやすい地域を築くことは自分たちの利益であり、住民一人ひとりがお互いに力をあわせて地域を創ることが重要であると考えます。

玉名市社会福祉協議会は、これまでも住民主体の原則に基づいて、行政や関係機関をはじめ地域団体と連携・協働した取り組みを進めてまいりました。これからも住民同士がお互いに繋がり支えあうことのできる地域づくりとそれを推進する人材育成を進めるとともに、地域における生活弱者、生活困難者に対する自立に向けた支援や権利擁護に関する取り組みなど、地域福祉の基盤である地域での支えあい、助け合いを基本とし、「誰もが笑顔で安心して幸せに暮らすことができる福祉社会」の実現に向け各種事業に取り組んで参ります。また、今年度「第3期地域福祉活動計画」「第2期社協発展・強化計画」の策定に取り組み、地域の福祉課題を把握し、地域住民をはじめ行政や関係機関、地域団体との連携や役割分担を図りながら地域福祉を推進し、自主財源の確保と安定的な財務運営に努め、各種事業を適正かつ効果的に実施していきます。

重点目標

重点目標1 福祉の心を育てるしくみづくり

共に支え合う心の醸成と福祉活動を支える人材育成を進め、より多くの方々に福祉の理解と偏見のない地域社会づくりに取り組みます。

- 福祉プログラムの充実
- 教育機関との連携強化
- 福祉講座の実施

重点目標2 地域のニーズに応えるしくみづくり

地域に根差した新しい情報を多元的に提供し、身近な相談窓口の充実と福祉の専門的支援の充実に取り組みます。

- 専門機関との連携
- 権利擁護体制の充実
- 新たな福祉ニーズ・制度への対応
- 広報誌掲載内容の充実
- 活用しやすいホームページへの改善
- メール配信システムの活用

重点目標3 支えあう地域のしくみづくり

参加と協働による住民相互の活動を中心とした地域づくりと地域の社会資源を生かした新しい活動形態の創造に取り組みます。

- ふれあいネットワーク未設置校区の立ち上げ支援
- ふれあいネットワーク設置地区への活動支援
- 地域ぐるみの防犯・防災対策の推進

目次

I あなたのそばで

基本目標1 地域の交流・ふれあいの促進

- (1) 発達障害児子育て学習支援事業 5
- (2) 一日お父さん・お母さん事業
- (3) 高齢者ふれあい事業
 - ①ふれあい会 ②あいあい交流会
- (4) ふれあいいきいきサロン推進事業
- (5) 福祉まつり
 - ①横島福祉まつり ②天水福祉まつり ③岱明福祉まつり
- (6) ワークキャンプ事業 6
- (7) 高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉
- (8) 地域子育て支援拠点事業〈市受託事業〉
- (9) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉

基本目標2 人権・福祉意識の醸成

- (1) 総合的な学習の支援
- (2) 福祉現場実習の受入れ 7
- (3) 救急法等の講習活動
- (4) 手話体験教室
- (5) 地域福祉団体合同研修会・福祉功労者表彰

基本目標3 ボランティア・NPO等の育成

- (1) ボランティアセンター運営〈市補助事業〉
 - ①ボランティア入門講座
 - ②ボランティア情報誌発行事業
 - ③災害ボランティアセンター体制整備事業

基本目標4 関係団体の活動促進

- (1) 福祉団体等との連携と活動支援 8
- (2) 福祉協力校事業
- (3) 特別支援学級への助成

II あなたに応え

基本目標5 福祉の情報提供の充実

- (1) 広報誌発行事業
- (2) 社協ホームページの管理運営
 - ①メール配信システムの充実

基本目標6 福祉の相談体制の充実

- (1) 心配ごと相談所設置事業
- (2) 無料法律相談事業
- (3) 地域包括支援センター運営〈市受託事業〉 9
- (4) 認知症施策総合推進事業〈市受託事業〉
- (5) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営

基本目標7 利用者本位の福祉サービスの充実

- (1) 夏休み子どもデイサービス事業
- (2) 外出支援サービス事業〈市受託事業〉 10
- (3) 高齢者水中ウォーク〈市受託事業〉

- (4) 福祉バス運行事業〈市受託事業〉
- (5) 福祉機器等貸出事業
 - ①福祉機器貸出 ②備品貸出
- (6) 居宅介護支援事業
- (7) 訪問介護事業
- (8) 通所介護事業
- (9) 居宅介護・重度訪問介護事業 11
- (10) 障害者移動支援事業〈市受託事業〉
- (11) ふれあい援助事業
 - ①ふれあいサービス ②ふれあいデイ
- (12) シルバー料理教室
 - ①シルバー料理教室 ②シルバー料理サロン
- (13) 家計相談支援事業〈市受託事業〉
- (14) ファミリーサポートセンター事業〈市受託事業〉

基本目標 8 権利擁護体制の充実

- (1) 地域福祉権利擁護事業 12
- (2) 安心生活支援事業
- (3) 法人後見事業
- (4) 緊急援護資金貸付事業
- (5) 生活福祉資金貸付事業
- (6) 福祉金庫貸付事業
- (7) 高額療養費等貸付事業

Ⅲ あなたと創る

基本目標 9 地域のネットワークづくりと支えあい活動の促進

- (1) ふれあいネットワーク事業 13
- (2) 福祉協力員設置事業
- (3) 生活支援体制整備事業〈市受託事業〉
- (4) 地域生活支援活動推進事業

基本目標 10 交流・福祉活動の拠点確保

- (1) 指定管理施設の管理運営〈市受託事業〉
- (2) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業
- (3) ちびっこ広場遊具の修理 14

基本目標 11 ユニバーサルデザインの推進

- (1) 社協事業内での意識付け・啓発

その他の事業（玉名市地域福祉活動計画の基本目標外の事業）

- (1) 理事会・評議員会運営
- (2) 福祉審議会運営
- (3) 地域福祉活動計画の評価と改善
- (4) 社協発展・強化計画の評価と改善
- (5) 各種調査
- (6) 社協会員募集事業 15
- (7) 共同募金運動への協力
- (8) 日赤社資募集への協力

平成30年度 事業概要

I あなたのそばで

基本目標1 地域の交流・ふれあいの促進

(1) 発達障害児子育て学習支援事業（親子育ちの応援学級）

心身に発達遅れや発達障がいのある子どもとの関わり方を学ぶ場と参加者が交流する機会を提供し、子育てに関する不安や悩みを解消し、子どもと共に成長できる喜びを感じ、自らの育児力を向上させることを支援する。

《計画》

保護者が抱える不安や悩み、思いを語れる時間を増やすプログラムを計画し、多くの参加が得られるよう周知と開催日を検討し実施する。

▼実施 5月から9月までの毎月1回

(2) 一日お父さん・お母さん事業

ひとり親家庭を対象に家族のふれあいの場を提供し、家庭間の交流を深めながら参加者同士の仲間づくりや児童の健全育成を目的に交流会や一日旅行等を実施する。

玉名市母子会との共催事業。

《計画》

参加者の意見や母子会と協議し、充実した内容と今後の事業のあり方について検討を図る。

▼実施 10月

(3) 高齢者ふれあい事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象にふれあいの機会を提供する。

《計画》

①ふれあい会

岱明地域のひとり暮らし高齢者を対象に、互いの交流や園児との世代間交流を通じ、生きがいつくりと健康増進を図る。参加者自らの足で参加できない状況が増えつつあり、送迎等の交通手段の確保について検討する。

▼実施 10月、2月

▼場所 ◆保育所(園) ◆岱明ふれあい健康センター

②あいあい交流会

天水地域におけるひとり暮らし高齢者と高齢者世帯を対象に互いのふれあいの場をつくり、生きがいつくりと社会的孤立感の解消、健康増進を図る。演芸会や園児との交流、健康体操を取り入れた内容で計画する。

▼実施 6月

▼場所 天水老人憩の家

(4) ふれあいいきいきサロン推進事業

公民館等で実施されているふれあいいきいきサロン活動を支援し、活性化を図る。

《計画》

ボランティアや各種団体、介護施設の支援・協力を結び付けながら、住民主体による活動を支援する。

(5) 福祉まつり

身近な地域で、地域住民がお互いに支え合い安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域福祉活動に携わる団体やグループ、福祉施設等と協働して交流や体験の場を提供し、福祉を身近なものと感じ、関心と理解を深め地域福祉の増進を目的に実施する。

《計画》

①横島福祉まつり

玉名市公民館横島支館と共催し、高齢者から子どもまで幅広い世代に参加・協力を依頼し実施する。

▼場所 横島町公民館

②天水福祉まつり

新しい施設での開催を予定し、多くの方々の交流となるよう地域住民をはじめ各種団体や福祉施設等より参画をいただき、協働し実施する。

▼場所 天水市民センター（仮称）、天水グラウンド

③岱明福祉まつり

各種団体や地域のボランティアに参加と協力をいただき、ふれあいと様々な体験をする場を提供する。協力団体等と協議し、開催時期や多くの来場者が得られるよう周知方法を検討する。

▼場所 岱明ふれあい健康センター

（6）ワークキャンプ事業

福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動に対するきっかけづくり、社会連帯意識の高揚を目的として実施する。

《計画》

地域との交流や子育て支援の体験を追加するなど充実したプログラムを検討し、多くの参加者が得られるよう周知を図る。

▼実施 7～8月

（7）高齢者と子どものふれあい事業〈市受託事業〉

ふれ愛一本松交流館において、一本松団地周辺住民を対象に高齢者の介護予防や子ども達が安心して遊べる場を提供し、高齢者と子ども達の交流を推進する事業を計画し実施する。

《計画》

身近な交流の場となるよう年間を通して季節行事やお楽しみ会等を計画し、毎月発行の便りやポスター掲示等で周知する。また、団地全体の消防訓練の合同実施や子育てサークルとの連携を図り、利用者にとって参加しやすい事業運営に取り組む。

▼開館 毎週月、火、木、金、土 9：00～17：00

（8）地域子育て支援拠点事業〈市受託事業〉

子育て中の親子が安心して集うことができる場を提供し、育児相談や子育てに関する講習、学習会、子育て関連の情報提供を行う。通称たまっ子らんど。

《計画》

利用者が楽しめる季節行事やイベントを定期的実施し、幼児安全法講習会や歯科衛生指導、産後ケアストレッチ等子育てに関する様々な講習会を実施する。また、子育ての拠点となるよう関係機関や母子保健推進員、子育てサークル等と連携を密にネットワークの構築を図る。

▼実施 毎週月曜日～金曜日 10：00～15：00 祝日のある週は土曜日開所

（9）高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業〈市受託事業〉

居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活の相談や指導、安否確認、関係機関との連絡対応等のサービスを提供することによって、在宅生活を支援する。

《計画》

近隣住民との交流を促進し、互いに支え合う環境づくりを推進する。

基本目標2 人権・福祉意識の醸成

（1）総合的な学習の支援

学校からの依頼により児童や生徒が福祉について理解しやすい体験学習や講師派遣、地域のボランティア等による学習支援を行う。

《計画》

学校と連携を図り、依頼に応じた適切な学習支援と外部講師を取り入れるなど充実したプログラム内容に取り組む。

▼内容 ◆福祉講話 ◆高齢者や障がい者の理解 ◆手話・点字体験 ◆車いす体験
◆講師紹介 等

(2) 福祉現場実習の受入れ

実習生の希望に沿ったプログラムを提供し、将来を担う人材育成に努める。

《計画》

充実したプログラムを提供し、現場での経験や知識を高める機会を支援する。

- ▼実習 ◆社会福祉援助技術現場実習 ◆教員免許特例法による介護体験
- ◆看護学生等の臨地実習 ◆法定研修等における介護支援専門員の実習
- ◆高校生インターンシップ ◆中学生職場体験 等

(3) 救急法等の講習活動

心肺蘇生やAEDの使い方、応急手当などの知識と技術を学ぶ講習会を実施し、事故防止の普及・啓発を行う。

《計画》

日本赤十字社熊本県支部と連携し依頼等により実施する。

- ▼講習 ◆幼児安全法講習会 ◆救急法講習会 ◆救急法救急員養成講座

(4) 手話体験教室

聴覚障がい(者)を理解し、コミュニケーション手段としての手話を体験する機会を提供する。

《計画》

初心者を対象に全4回開催し、聴覚障がいの理解と手話を体験する内容で実施する。修了者で手話の継続的な学習を望まれる方については、市文化センターで開催される手話奉仕員養成講習会や手話サークル玉名わかぎの勉強会への参加を促す。

▼実施 2月～3月

▼場所 玉名市福祉センター

(5) 地域福祉団体合同研修会・福祉功労者表彰

玉名市内の地域福祉に関わる団体や地域福祉に関心のある方を対象に、地域の中の繋がり(ネットワーク)を見つめ直し、互いに助け合い、安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的に地域の課題解決に向けた取り組みや地域福祉の学習の場とする研修会を実施する。

また、地域において永年ボランティア活動などの善行を継続して行われている方や高額寄付、金品寄付等の福祉功労者表彰式を併せて実施する。

《計画》

地域住民の繋がりと支えあいを基本とし、高齢者・障がい者・子育て等の様々な分野を取り入れた内容を検討し、内容の充実を図る。

基本目標3 ボランティア・NPO等の育成

(1) ボランティアセンター運営(市補助事業)

ボランティアのコーディネートを中心に、ボランティア情報の発信やボランティア活動への参加を促進するための事業を企画・運営する。また、活動場所を提供するため市福祉センター内のボランティア研修室の貸出しを行う。

《計画》

① ボランティア入門講座

ボランティア活動に興味がある方や活動を希望する方に、ボランティアの基礎知識や技術の習得、活動の機会を提供する。

② ボランティア情報誌発行事業

市民へ幅広く情報を提供するために、広報誌「きずな」やホームページに活動の紹介や募集・講座情報等を掲載し普及啓発を行う。

③ 災害ボランティアセンター体制整備事業

災害時に開設するボランティアセンターとして、立ち上げ模擬訓練や災害ボランティア講習会等を実施し、災害時に機能できるボランティアセンターの体制づくりを行う。また、災害時の応急・復旧対策に備えて、各種機関や団体と協力協定を推進する。

基本目標 4 関係団体の活動促進

(1) 福祉団体等との連携と活動支援

安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、各種福祉団体や関係機関等と連携し地域福祉を推進する。また、地域の各種福祉団体が充実と自立した活動が図られるよう必要な人的支援や活動費の支援を行う。

《計画》

助成対象団体 ◆玉名市老人クラブ連合会 ◆玉名市民生委員児童委員連絡協議会
◆玉名市ボランティア連絡協議会 ◆玉名市身体障害者福祉協議会
◆玉名市母子寡婦福祉連合会 ◆玉名市精神障害者家族会

(2) 福祉協力校事業

市内小・中学校・高校の福祉活動を推進し、福祉の心を育成することを目的に学校からの申請に基づき、審査し活動費の一部を助成する。

《計画》

助成対象とする活動の見直しを行い、福祉活動の推進を図る。

(3) 特別支援学級への助成

特別支援学級で必要な機材・備品・教材等の購入費を助成することで障がいのある児童や生徒の教育環境の充実を図る。

《計画》

学校からの申請に基づき、審査し助成する。

▼助成額 25,000円以内

II あなたにこたへ

基本目標 5 福祉の情報提供の充実

(1) 広報誌発行事業

市民へ様々な福祉情報を提供する手段として広報誌「きずな」を発行する。

《計画》

掲載内容の充実を図り、毎月市内全世帯に配布する。

▼発行 毎月1日（奇数月8ページ、偶数月4ページ）

(2) ホームページの管理運営

ホームページを開設し、インターネットによる情報発信を行う。また、携帯メールを活用し登録者へ最新の情報を配信する。

《計画》

ホームページをリニューアルし、住民が求める情報を適正かつ迅速に発信する。

①メール配信システムの充実

最新情報の配信と利用登録を促進する。

基本目標 6 福祉の相談体制の充実

(1) 心配ごと相談所設置事業

市民の日常生活における心配ごとや困りごとの相談窓口として開設する。

《計画》

相談員を民生委員・児童委員より協力をいただき、解決に向けた適切な助言や情報提供を行う。

▼実施 毎月第1木曜日 13:30～15:30

▼場所 玉名市福祉センター

(2) 無料法律相談事業

市民の日常生活における悩みの中で法律的な知識を必要とする諸問題について、市民の相談に対し参考意見の提供を行う。

《計画》

弁護士による適切な助言や解決に向けた情報を提供する。

▼実施 毎月第3木曜日 14:00～16:00 1組30分（要予約）

▼場所 玉名市福祉センター

(3) 地域包括支援センター運営〈市受託事業〉

高齢者に関する総合相談機関として、地域で暮らす高齢者の在宅生活を支援する。また、地域の特性や実情、福祉課題を把握し、保健、医療、福祉、地域のネットワーク等と連携を図り、福祉行政の一翼を担う公的な機関として事業運営を行う。

《計画》

地域包括ケアシステムの実現に向け、多職種との連携と幅広い分野の相談へ適切に対応できる支援体制を整備する。また、生活圏域の見直しと困難事例が増加していることからチーム制の見直しを図る。

①総合相談支援業務

住民からの相談を幅広く受け付け、制度を超えた横断的な支援等を実施

②権利擁護事業

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用促進や高齢者虐待への対応 等

③包括的・継続的ケアマネジメント事業

◆多職種で行う「地域ケア会議」などを通じて地域課題の把握や自立支援型マネジメントの支援
◆ケアマネジャーへの日常的な個別指導や相談 ◆支援困難事例などへの支援や助言 等

④介護予防ケアマネジメント事業

◆一般介護予防事業の推進 ◆介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント 等

⑤指定介護予防支援業務

◆要支援認定者のマネジメント ◆介護保険申請代行 ◆介護報酬請求業務・給付管理業務 等

(4) 認知症施策総合推進事業〈市受託事業〉

認知症地域支援推進員を設置し、認知症に対する啓発活動の推進と行政機関や医療機関、地域住民等との連携による支援体制を構築する。

《計画》

活動の輪を広げるため、中学校区ごとのキャラバン・メイトを中心に、たまな認知症応援団や地域の様々な人たちが繋がる取り組みを充実する。

また、平成30年度より始まる通いの場事業の中で、講話やタッチパネル体験を実施し、認知症の予防や早期発見に努めると同時に、認知症初期集中支援チームの活動の充実を図る。

◆認知症サポーター養成講座 ◆たまな認知症応援団養成講座 ◆キャラバン・メイト連絡会
◆認知症介護者のつどい ◆認知症カフェ支援 ◆認知症ケアパスの活用推進
◆認知症初期集中支援チーム活動連携・支援 ◆たまなつながるプロジェクト活動推進・支援
◆RUN伴協力 等

(5) サービス苦情相談窓口及び苦情解決第三者委員会設置運営

利用者からの福祉サービスに対する苦情に適切に対応するための窓口を設置する。

《計画》

福祉サービス等を利用された方の苦情相談受付窓口を本所・支所・介護事業所や指定管理施設ごとに設け、住民の意見を真摯に受け止めサービスの質の向上に努める。

また、受付けた苦情への対応を中立的な立場から外部から監視、評価する第三者委員会を設置し、適切な苦情解決体制を維持していく。

基本目標7 利用者本位の福祉サービスの充実

(1) 夏休み子どもデイサービス事業

小学1年生から3年生の児童を対象に、学習や遊び、異世代間のふれあい活動を通して、児童の健全な育成を図り夏休みの期間に実施する。

《計画》

ボランティアの受入れを実施し、様々な体験や地域住民との交流を取り入れたプログラム作成し、充実を図る。

▼実施 各会場で3日間

▼場所 ◆岱明ふれあい健康センター ◆横島総合保健福祉センターゆとり〜む

(2) 外出支援サービス事業〈市受託事業〉

身体上又は環境上かつ経済上の理由により、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等に対し、病院等医療機関への送迎を実施する。

《計 画》

移送用車両により、ご自宅から医療機関への送迎を実施する。

▼利用者負担 市内1回300円・市外1回600円

▼利用回数 月4回まで(往復2回)

(3) 高齢者水中ウォーク〈市受託事業〉

横島総合保健福祉センターゆとり〜むの温水プールを活用し、元気高齢者や虚弱高齢者の加齢に伴う生活機能低下の予防、特に運動機能低下を予防するために、足腰に負担の少ない水中での歩行や楽しみながらできる運動を実施する。

《計 画》

生活機能、運動機能低下を予防するため、水中ウォーキング教室、水中ウォークサポーター養成講座を開催する。

(4) 福祉バス運行事業〈市受託事業〉

路線バスの運行がない地域において、無料で福祉送迎バスを運行し、60歳以上の方の交通手段を確保し、市の温泉施設へ送迎を行うことで社会参加を推進する。

《計 画》

利用者の要望を取り入れ、路線等の変更を随時検討し利用者の希望に添った運行体制を図る。

(5) 福祉機器等貸出事業

病気やケガ等により一時的に車いすや介護用ベッド等の福祉機器を必要とされる方へ貸出しを行う。また、社会福祉協議会所有の物品を貸出すことで市民活動の促進を図る。

《計 画》

①福祉機器貸出

利用対象者は、原則介護保険サービスを利用されていない方とし、搬送が困難な世帯は社会福祉協議会が有償で対応する。

▼貸出機器 ◆介護用ベッド ◆車いす ◆歩行器 ◆緊急ベル

②備品貸出

備品を貸出すことにより、地域福祉活動及び福祉学習の増進を図る。

(6) 居宅介護支援事業(介護保険制度)

ケアプランや介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントを行う。

《計 画》

介護サービスや地域資源の効果的な活用により利用者の生活自立度の向上を図り、利用者や家族の満足度の高いケアプランを作成する。また、平成30年度の制度改定を踏まえ、他の居宅介護支援事業所との共同研修を検討する。

(7) 訪問介護事業(介護保険制度)

訪問介護事業所として、利用者の居宅を訪問し介護サービスを提供する。

《計 画》

利用者の生活自立度の向上やニーズに合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上のための研修を充実する。また、人員の確保のため、制度改定で示された一定の研修を受けた地域住民を生活援助サービスの担い手として活用を図り、事業所として安定したサービスを提供出来るよう体制を強化する。

(8) 通所介護事業(介護保険制度)

地域密着型通所介護事業所として、利用者に入浴や食事等の介護サービスを提供する。

《計 画》

利用者の生活自立度の向上やニーズに合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上と人員の確保を図り、事業所として安定したサービスを提供できるよう体制を強化する。

これから介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の見直しが行われることや通いの場事業が始まり、徐々に基準緩和型サービスの利用者が移行されて行くことから、今後の対応について平成30年度内に検討する。

(9) 居宅介護・重度訪問介護事業（障害者総合支援法）

居宅介護サービスとして、障がい（身体・知的・精神）のある方に介護サービスを提供する。
《計画》

利用者の生活自立度の向上やニーズに合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上と人員の確保を図り、事業所として安定したサービス提供ができるよう体制を強化する。

また、65歳という年齢を境に、介護予防・日常生活支援総合事業に移行されるケースがあることを留意する。

(10) 障害者移動支援事業（市受託事業）

重度の視覚障がい者や下肢機能障がい、体幹機能障がいのため歩行困難な身体障がい者等に外出時の支援を行うことで、地域で自立した生活と社会参加を促す。

《計画》

利用者の生活自立度の向上や利用者の状態に合ったサービス提供ができるよう職員の資質向上と人員の確保を図り、安定したサービスが提供できるよう体制を整備する。

(11) ふれあい援助事業

公的サービスや制度の対象とならない方で、病気やケガ、施設からの一時帰宅等で介護サービスや日中の見守り支援が必要な方に、訪問介護サービスやデイサービスを提供する。

《計画》

①ふれあいサービス

ヘルパーが訪問し、安心して在宅生活を送れるよう家事や介護の支援をする。

▼利用料：1時間1,500円

②ふれあいデイ

日中の支援を必要とされる方が通いながら他の利用者と交流を持つことで、いきいきとした生活を送れるよう支援する。

▼利用料 1回2,500円と昼食及び材料代として500円

(12) シルバー料理教室

調理経験の少ない一人暮らし高齢者等が地域で自立した社会生活を送ることができるよう栄養知識及び調理技術の習得の機会を提供し、生きがいくくりと仲間づくりの場として実施する。

《計画》

①シルバー料理教室

生活に必要な料理の技術や栄養に関する知識を学べる教室として開催する。

▼対象者 65歳以上の単身あるいは高齢者世帯で料理を学ぶ必要がある男性

▼実施 6月～3月 毎月1回（計10回）

②シルバー料理サロン

シルバー料理教室修了者で、地域と交流する機会が少ない方が料理づくりを通して参加者同士の交流の場となるよう開催する。

▼対象者 シルバー料理教室修了者

▼実施 5月～3月 奇数月1回（計6回）

(13) 家計相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）（市受託事業）

家計状況の根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。

《計画》

自立相談支援事業を中心に他の事業（就労準備支援事業、就労訓練事業、一時生活支援事業、学習支援事業）との連携を図り、相談者の状況に応じた支援を計画的・継続的に実施する。

(14) ファミリーサポートセンター事業（市受託事業）

子育てのお手伝いをして欲しい方（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたい方（協力会員）とをつなぎ、住民同士の相互援助活動により地域の子育てを支援する。

《計画》

サポーター養成講座を近隣の関係機関と相互に連携・協力し実施する。また、地域リーダーを中心に会員への情報提供や活動支援を行う。

基本目標 8 権利擁護体制の充実

(1) 地域福祉権利擁護事業

認知症や知的障がい、精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある方に対し、福祉サービス利用援助を中心として支援を行う。

《計画》

利用者との契約に基づき、福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行う。

成年後見制度と一体的に取り組みを進め、相談者へ適正に対応するため関係機関や事業所と意見交換会等を開催する。

(2) 安心生活支援事業

成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の補完的な事業として、玉名市社協独自に利用者と契約し福祉サービス利用援助を中心として支援を行う。

《計画》

福祉サービス利用援助を中心として、日常的な金銭管理サービス、重要書類の預かり等の支援を行い、併せて成年後見制度の利用に関する相談及び助言を行う。

(3) 法人後見事業

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守り、地域で安心して日常生活を送れるよう支援する。

《計画》

法人として成年後見人等の受任を行い、制度に関する情報の提供や相談を行う。また、各種団体や事業所へ制度の普及・啓発と市民後見人の育成に努めるとともに資質向上のために職員研修会等の開催や他団体の研修会に参加する。

(4) 緊急援護資金貸付事業

旅行困窮者（行旅人）に対し、玉名駅から近隣の福祉事務所所在地のJR駅までの切符を貸し出す。

《計画》

利用状況を踏まえ事業継続について検討する。

(5) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障害者又は高齢者の世帯を対象に、資金の貸付けと必要な援助指導を行い経済的自立や社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する。

《計画》

生活困窮者自立支援制度と連携し、活用できる制度やサービス等の情報提供、返済計画も含め事前に十分な相談を行い支援する。

▼資金種類 総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

(6) 福祉金庫貸付事業

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に必要とされる資金を貸付け支援する。

《計画》

生活福祉資金貸付制度や活用できる制度、サービス等の情報提供を行い、安定した生活を送れるよう十分な相談対応を行う。

▼貸付金額 40,000円以内

(7) 高額療養費等貸付事業

高額な医療費の支払いが困難な世帯に対して、自己負担額を除いた額の貸付けを行うことで、安心して治療を受けることができるよう支援する。

《計画》

国民健康保険の加入者で1カ月間の医療費が高額となり、一部負担金の支払が困難な方を無利子で貸し付け、負担軽減を図る。

Ⅲ あなたと創る

基本目標9 地域のネットワークづくりと支えあい活動の促進

(1) ふれあいネットワーク事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのために、住民相互による支えあいの体制づくりを進め、支えあい活動を推進する。

《計画》

説明会を開催し、立上げに向けた体制づくりを進める。また、養成講座など活動に関する情報を積極的に提供し、活性化を図る。

(2) 福祉協力員設置事業

ふれあいネットワーク事業を推進する中で、地域で困りごとを抱えた方々の見守り活動を中心に地域福祉活動を支える地域ボランティアとして行政区ごとに50世帯あたりに1人を基本に設置に取り組む。

《計画》

活動の充実と役割の理解を深めるため研修会を開催する。また、設置目安数の見直しを行い、行政区の見守り体制の充実を図る。

▼設置基準 50世帯あたり1名を基本に各行政区1名以上の設置

(3) 生活支援体制整備事業（介護保険制度）〈市受託事業〉

生活支援コーディネーターを配置し、地域ニーズの調査や生活支援の担い手の養成、サービスの開発等に取り組み、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の充実を推進する。

《計画》

市と連携を図り、通いの場事業の実施や地域サポーターの養成・発掘等に取り組み、地域の支え合い体制づくりを推進する。

(4) 地域生活支援活動推進事業（たまな生活サポートセンター）

地域住民による支えあいの体制づくりを推進し、高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活が営めるよう日常生活等の支援活動を実施する。

《計画》

活動を希望する支援会員とお手伝いをお願いしたい依頼会員で構成された会員組織で実施し、ゴミ出しや買い物同行、話相手、電球交換、暖房器具の燃料入れ等を低額な有償活動で実施し、高齢者の日常生活を支援する。

基本目標10 交流・福祉活動の拠点確保

(1) 指定管理施設の管理運営〈市受託事業〉

設置目的に沿った運営をするとともに、施設の有効活用を図り、市民サービスの向上に努め地域住民が安心して利用できるよう社会福祉協議会のノウハウを生かしながら施設の管理運営の充実を図る。

《計画》

▼管理施設	◆玉名市福祉センター	平成27年4月から5年間
	◆岱明ふれあい健康センター	平成27年4月から5年間
	◆横島総合保健福祉センターゆとり〜む	平成28年4月から4年間
	◆天水老人憩の家	平成28年4月から3年間

(2) 小学校の空き教室を活用した地域交流活性化事業

小学校の空き教室を校区住民の交流や世代間交流の場として活用する。

《計画》

参加者の交通手段の確保を検討するとともに、身近な公民館等を活用したサロン活動やふれあいネットワーク活動を促進する。

▼実施 6月

▼場所 ◆睦合小学校 ◆大野小学校 ◆高道小学校 ◆鍋小学校

(3) ちびっこ広場遊具の修理

神社の境内や公民館の空き地等に設置されている遊具の修理及び撤去を行う。

《計画》

自治会等の申請を受け、修理を行うことにより遊び場の安全性を高め、遊具よる事故を防止する。

▼対象遊具 51所／49行政区

基本目標 1.1 ユニバーサルデザインの推進

(1) 社協事業内での意識付け・啓発

実施する事業について、誰もが参加できる環境づくりを進める。

《計画》

世代や障がいの有無に関わらず誰もが参加しやすい事業の立案や利用される様々な人の立場に立った事業実施に取り組み、常に職員の専門性と資質の確保と向上に努める。

■その他の事業

(1) 理事会・評議員会運営

社会福祉法人として、各種法令や諸規程を遵守し、地域福祉を目的とした諸事業を効果的で効率的に実施し、健全な経営と組織の基盤強化に取り組む。

《計画》

本会の業務執行の決定を行う理事会と議決機関である評議員会を開催し、法人としての適切な運営と社協活動の活性化を図る。

(2) 福祉審議会運営

地域住民の声を社協事業に反映させ、きめ細かな福祉サービスを実施するために各支所に地域の代表者を選任し設置する。

《計画》

支所ごとに開催し、住民の声を反映し地域福祉の充実に努める。

(3) 地域福祉活動計画の評価と改善

地域で暮らす住民をはじめ福祉関係者や各種団体、ボランティア等地域に関係する全ての方々が、地域の福祉活動を担う一員として、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に取り組むための行動指針となる「地域福祉活動計画」を策定し、その評価と改善に取り組む。

《計画》

社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行っていく。また、市で策定される地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指し相互に連携し、対をなす計画として、次期計画を一体的に策定することを目標に第3期計画の策定に取り組む。

▼計画期間 平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画

(4) 社協発展・強化計画の評価と改善

法人としての使命や理念、目標を明確にし、その実現に向けた事業、組織、財政等に関する具体的な計画を策定し、その評価と改善に取り組む。

《計画》

地域福祉活動計画の実現性を担保する計画として、地域福祉活動計画と同様に第2期計画の策定に取り組む。

▼計画期間 平成27年度から平成31年度までの5ヵ年計画

(5) 各種調査

各種調査方法により福祉ニーズの把握や社会資源の把握、福祉サービスの効果評価を行い福祉の向上を図る。

《計画》

アンケート等様々な調査により必要な情報を収集・分析し新たな福祉サービスの開発や改善、解決方法の考案に取り組む。

(6) 社協会費募集事業

住民参加による地域福祉活動の推進を基本とし、「誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」の実現を目指し、会員募集を実施する。

《計 画》

安定した事業の継続とより良い福祉サービスを提供するため、一人でも多くの方に参加・協力をいただき自主財源の確保に努める。

(7) 共同募金運動への協力

地域福祉の推進を目的に、様々な地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する募金運動を市全域で実施する。

《計 画》

厚生労働大臣の告示により10月1日から12月31日までを運動期間とし、戸別募金や街頭募金、法人募金、職域募金、学校募金等様々な募金活動を展開する。

(8) 日赤会費募集への協力

日本赤十字社の人道的な活動に賛同し、活動を支える資金となる会費を募集する。

《計 画》

日赤玉名市地区として、日本赤十字社の災害救援や各種講座、献血事業等の活動推進の財源となる会費募集活動へ協力する。